

11月は口座振替推進月間

市税などの納付に便利で安心な口座振替をご利用ください！

- 対象科目／【市税】市県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税 【保険料ほか】国民健康保険料（普通徴収）、介護保険料（普通徴収）、後期高齢者医療保険料（普通徴収）、育英資金償還金、保育料（幼保園・保育園・幼稚園）、市営住宅家賃等、市単独住宅使用料、水道料金、下水道使用料、留守家庭児童教室保育料、占用料
- 申込／納入通知書、預金通帳、通帳の印鑑を持参し、お近くの金融機関の窓口へ
- 問合せ／収納課（☎47-8729）へ



入学準備費を
入学前に支給します

お子さんの入学に必要な費用に
お困りの保護者の方へ

市は、就学援助費のうち、入学に必要な「入学準備費（入学に必要な学用品費などの費用）」について、入学前（3月上旬予定）に支給します。

申込方法など詳しくは、庶務課（☎47-8022）へ。

- ◆対象／次の要件を全て満たす人 ①市内在住（平成31年3月末以前に市外へ転出する人を除く） ②お子さんが平成31年4月に大垣市立の小学校へ入学予定 ③市の就学援助の基準で「準要保護」の基準に該当（市民税が非課税または減免となった世帯、児童扶養手当の支給を受けている世帯など）



◆申込／11月1日～平成31年1月31日

◆備考／新中学1年生の申請については、平成31年3月の段階で就学援助の認定を受けている人は不要

保育者さんを応援します！

市は、保育士資格または幼稚園教諭免許を持っている人や、これから取得する人が、新たに市内の保育施設などで就労する際、就職準備費用や市外からの引越し費用の一部を補助しています。

詳しくは、子育て支援課（☎47-7096）へ。

【就職準備費用を補助】

- ◆対象者／新たに下記対象施設で保育者として就労する人
- ◆補助対象・金額／保育従事の際の被服費など（上限3万円）

【市内への引越し費用を補助】

- ◆対象者／市外から転入し、新たに下記対象施設で保育者として就労する人
- ◆補助対象・金額／転入時の引越し費用（上限10万円）

- ◆対象施設／市内の認可保育所、幼保連携型認定こども園、認可幼稚園、認定こども園、認可小規模保育事業所
- ◆備考／就職準備費用と引越し費用の補助は併用可 ※一部併用できない場合あり

人権について
考える

子どもの人権

現在、子どもを取り巻く環境は、核家族化や少子化の進行、地域社会における連帯意識の希薄化など著しく変化しています。

こうした環境の変化とともに、虐待、いじめ、児童買春、児童ポルノなど、子どもの人権に関わるさまざまな問題が発生しています。

身体や心を傷つけ、健やかな成長・発達を損なう児童虐待については、児童相談所への相談件数が年々増加する傾向にあり、中には痛ましい事件も発生しています。

子どもは大人と同じように一人の人間としての人権を持っています。私たち大人は、子どもとしっかりと対話して声を聴き、人権を尊重しましょう。

詳しくは、人権擁護推進室（☎47-8576）へ。



子どもの虐待やいじめなどに関する相談は、
子どもの人権110番（☎0120-007-110）へ

65歳以上の要介護認定者等の皆さんへ

障害者控除に必要な認定書を交付します

平成30年12月31日時点の要介護認定などにより、障がいの程度が所得税法上の障害者または特別障害者に準ずるものとして、福祉事務所長の認定を受けた65歳以上の人は、所得税や市県民税の申告で障害者控除の適用が受けられます。

認定申請を希望する人は、高齢介護課で配布の申請書（市HPからダウンロード可）に必要事項を記入し、同課へ提出してください。

調査のうえ、該当者に「障害者控除対象者認定書」を交付します。所得税や市県民税の申告の際は、この認定書を添付してください。

なお、身体障害者手帳などにより障害者控除が受けられる人は、この認定は不要です。

詳しくは、高齢介護課（☎47-7424）へ。

森林・環境税を 活用して木育推進

市は、「清流の国ぎふ森林・環境税」を活用し、林業・木育体験交流事業に取り組んでいます。

平成30年度は、5・6・9・10月の計4回、「元気ハツラツ市」の会場で、森林の大切さを学ぶ体験型の事業を開催しました。将来の森林づくりを担う子どもたちが、直接木を見て触れることで、人や自然に対する思いやりと優しさを考えられる豊かな心を育むとともに、木材利用や環境保全に対する理解を深めてもらおうと行ったものです。

市は、今後も引き続き、森や木とふれあう機会を提供していきます。

詳しくは農林課（☎47-8629）へ。



木のペンダント作り（9月）

募集

市営墓地の 使用者

市は、右表の市営墓地の使用者を募集します。

- 申込資格／市内に本籍または住所を有し、墓地使用の許可を受けてから1年以内に墓碑を建てられる人（外国人も可）
- 申込区画／右表のうちいずれか1霊園で、1世帯につき1区画のみ（応募者多数の区画は抽選）
- 申込方法／10月22日～11月16日（消印有効）に、環境衛生課または上石津・墨俣地域事務所の市民福祉課で配布の申込書（市HPからダウンロード可）に必要事項を記入し、本籍が記載された住民票（世帯全員の記載があるもの）を添えて、上記のいずれかへ提出

■問合せ／環境衛生課（〒503-8601 丸の内2-29、☎47-8571）へ

| 墓地名 | 所在地 | 募集区画数 | 面積 | 墓地使用料（1区画） | |
|---------|------------|-------|-------|------------|----------|
| 羽衣霊園 | 羽衣町1-9 | 18 | 0.81㎡ | 218,700円 | |
| | | 4 | 1.62㎡ | 437,400円 | |
| 青野霊園 | 青野町485-1 | 22 | 1.44㎡ | 155,500円 | |
| 墨俣北霊苑 | 墨俣町さい川1 | A区画 | 3 | 3.00㎡ | 600,000円 |
| | | C区画 | 6 | 2.25㎡ | 500,000円 |
| | | E区画 | 1 | 3.45㎡ | 650,000円 |
| 墨俣第1南霊苑 | 墨俣町下宿1309 | 3 | 2.25㎡ | 200,000円 | |
| 墨俣第2南霊苑 | 墨俣町下宿350-1 | 14 | 1.96㎡ | 400,000円 | |

※いずれの霊園も、墓地管理料として1,020円（年額）が必要